

周南市6次産業化等チャレンジ支援事業補助金

周南市産の農林水産物を使用した新商品の開発や販路の拡大を支援します。

1. 事業の目的 | 周南市産の農林水産物を使用した6次産業化や農商工連携の取組みを支援し、農林漁業者の所得向上や農林水産物の需要拡大を図る。

2. 対象事業者(市内に住所・事業所を有する者)

- (1) 認定農業者 (2) 山口県漁業協同組合の正組合員
- (3) 農林漁業者により組織される法人又は団体
- (4) 市内産農林水産物を使用した加工品の製造を行う法人又は団体
- (5) 周逸認定事業者
- (6) 周南市地産地消推進店に認定され、又は認定されようとする者

3. 対象事業

市内産農林水産物を活用した商品開発・改良及びそれに伴う施設等整備に関する事業

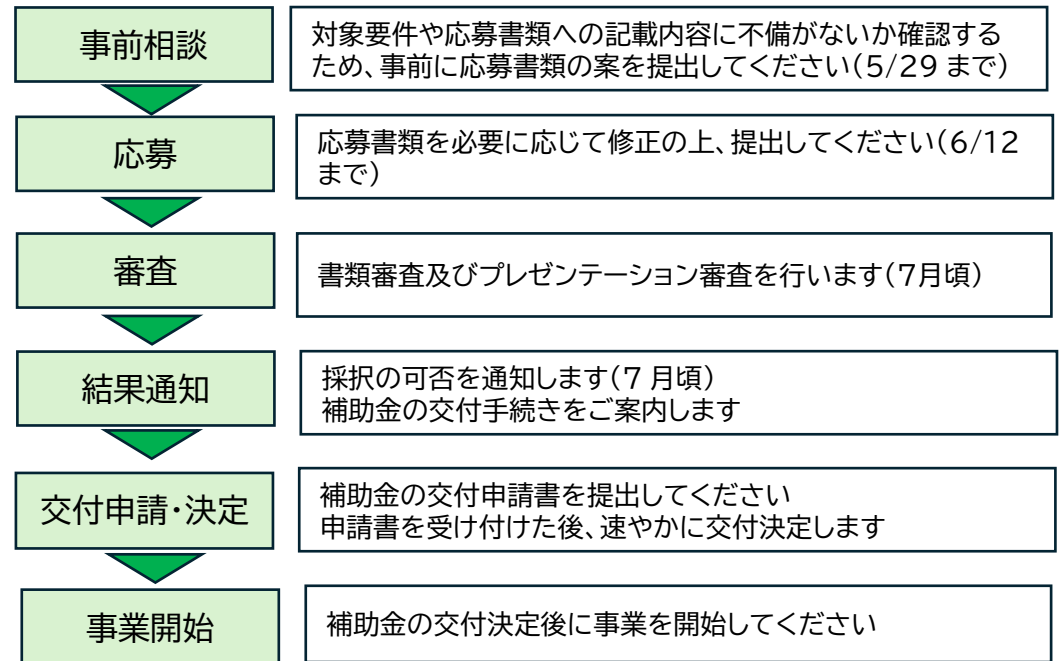
- (1) ソフト事業 【補助対象経費上限 100万円未満 補助率 1/3 以内】
商品開発・改良費、市場評価経費、商談会等出店経費、販促資材等
- (2) ハード事業 【補助対象経費上限300万円未満 補助率 3/10 以内】
施設等整備費、その他附帯設備等


※ハード事業は、商品開発・改良に関するものに限り、ハード事業単体を補助事業とすることはできません。


4. 事業要件(次の全てを満たす事業とする)

- (1) 市内産農林水産物を主な原材料として使用する加工品の開発・改良など。
- (2) 実現性及び継続性が見込める事業であること。
- (3) 開発・改良した商品を補助対象者が所有する店舗以外でも販売すること。
- (4) 当該事業の全部又は一部に別の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 過去3年度間に本補助金の交付を受けていないこと。

5. 手続きの流れ



参考例 1
いちごシャーベットの開発
1年目 商品開発 いちごシャーベットの開発 

参考例 2
じゃこてんぷらの開発とそれに伴う施設整備
1年目 商品開発 じゃこてんぷらの開発 
2年目 施設等整備 製造機械の導入

※事業期間は原則単年度で、単年度での実施が困難な場合に限り、2年度間とします。
ただし、1事業者あたりの補助上限額は変わりません
※2年度間の事業の場合、年度ごとに交付申請に基づき補助金額を決定するため、予算の状況や前年度の実績等により、次年度の補助金が減額され、又は交付されない場合もあります。

本補助金の応募や審査についての詳細は、こちらをご覧ください → 